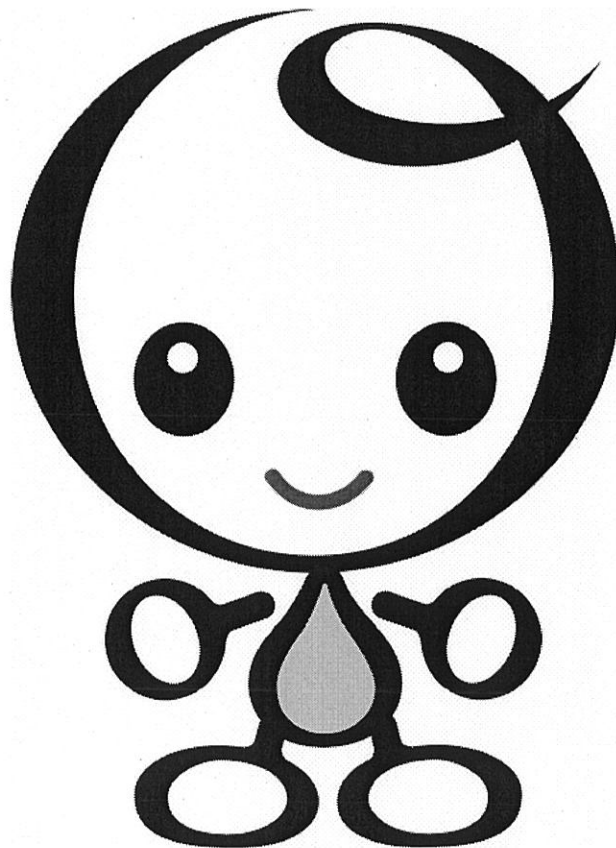


自治基本条例運用状況検証計画(R6～R10)

対象	条文	検証年度	実績					実績					実績					実績／計画					検証内容及び方法
			22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10		
		検証の対象年度	(21)	(22)	(23)	(24)見直し	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)見直し	(30)	R1	R2	R3	R4	見直し	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)見直し	
町民	第2章																						
	第4条	生活に関する権利				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第5条	子どもの権利				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第6条	個人情報				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第7条	参加に関する権利				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第3章																						
	第8条	自立と自律				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第9条	まちづくりへの参加				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第10条	町民、行政及び議会との協働				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第11条	互いの権利を守る責任				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第12条	ふるさとと地球を守る責任				◎	○				◎		○	○	◎			○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	行政	第4章																					
第13条		役割と責任				◎			○		◎			○	◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第14条		行政の執行				◎			○		◎			○	◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第15条		町民との関係				◎			○		◎			○	◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第16条		苦情・相談への対応				◎			○		◎			○	◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
第17条		情報公開と説明責任	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	行政における事前の予備知識や周知を目的とした町民に分かりやすい説明(会)等の取り組み状況により検証する。	
第18条		危機管理				◎			○		◎			○	◎				○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
議会	第5章																						
	第19条	議会の役割と責任				◎			○		◎			○		◎		○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第20条	議会の運営				◎			○		◎			○		◎		○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第21条	議員の責任				◎			○		◎			○		◎		○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
行政	第7章																						
	第28条	総合計画				◎	○				◎	○				◎	○				◎	総合計画策定の取組み状況により検証する。	
	第29条	財政運営				◎			○		◎			○		◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第30条	行政評価		○	○	◎	○		○		◎			○		◎	○		○	○	◎	町の行政評価の実施状況(実施計画ローリング、予算編成、財政評価、第三者機関による評価)により検証する。	
	第31条	情報公開・情報共有	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	○	◎	事務・事業の計画や成果の公表並びに委員会等の会議公開及び会議録の公開状況により検証する。	
	第32条	審議会等における委員の公募	○	○	○	◎	○		○		◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	現存する審議会・委員会等の委員構成と委嘱方法により検証する。	
	第33条	参加の保障	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	町民の意見を反映させるための事務・事業とパブリックコメントの実施状況により検証する。	
	第34条	行政監視		○		◎					◎			○		◎					◎	行政経営本部会議での検討後に検証する。	
議会	第35条	開かれた議会				◎			○		◎			○		◎		○			◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
行政	第36条	選挙における情報共有				◎			○		◎			○		◎			○		◎	事務局で検証資料を提示して検証する。また、委員の意見、要望により調査及び資料を追加し検証する。	
	第8章																						
	第37条	まちづくり組織		○		◎	○		○		◎			○	◎			○			◎	地域の課題解決のために自主的に活動するまちづくり組織の設立及び活動状況により検証する。	
	第38条	まちづくり組織とおいらせ町				◎	○		○		◎			○	◎			○			◎	まちづくり組織の設立に向けた行政の取組み状況により検証する。	
	第9章																						
	第39条	運用状況の検証				◎	○				◎	○				◎	○				◎	◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。
	第40条	条例の見直し				◎	○				◎	○				◎	○				◎	◎	見直し作業の取組状況により見直しの翌年度に検証する。

令和7年度

議会の概要



おいらせ町イメージキャラクター
『おいらくん』

青森県おいらせ町議会

1. おいらせ町の位置と地勢

おいらせ町は青森県の東南部に位置し、県都・青森市から80～90km圏にあり、北には三沢市、西には六戸町、南には八戸市と五戸町が隣接しています。

本地域は西から東の太平洋に向かって傾斜した台地からなり、その台地の南に十和田湖を源流とする奥入瀬川が流れ、太平洋に注いでいます。

また、国道45号が八戸市方面の南東部から、町内中心部を通り町の区域を横断して十和田市・青森市方面に走り、国道338号が町の北東部から海岸線を南下し、国道45号との交点で終点となっています。そのほか、主要地方道八戸野辺地線が町の中心を南北に縦断し、八戸百石線は海岸線を走り八戸臨海工業地帯に至っており、さらに百石道路及び第二みちのく有料道路が町を南北に縦断しています。

鉄道は、青い森鉄道が東南から北西に向かって伸びており、町内に下田駅と向山駅の2駅が設けられています。



2. おいらせ町の気候

おいらせ町の気候は、県内の他地域に比べ、夏には偏東風（ヤマセ）と呼ばれる太平洋からの冷たい風が吹き、冬には気温は低いものの降雪量は少なく、青森県内でも最も雪が少ない地域となっています。

【気象概要】 観測地点：八戸特別地域気象観測所（八戸市大字湊町字舘鼻67）

年次	気温(℃)			降水量(mm)		最深積雪 (cm)	日照時間 (h)
	平均	最高	最低	総雨量	日最大雨量		
令和2年	11.3	35.5	-8.6	1229.0	74.0	17	1741.2
令和3年	11.3	33.7	-11.7	1012.5	73.0	44	2006.2
令和4年	11.2	34.4	-8.8	1200.5	120.5	23	1972.0
令和5年	12.5	36.7	-10.1	1000.0	104.0	26	2085.1
令和6年	12.2	34.7	-6.4	1009.0	70.5	44	2005.9

資料：気象庁/過去の気象データ

3. 面積

おいらせ町の面積は71.96㎢で、約5割が田と畑を中心とした農用地として使用されており、その内訳は令和3年で田18.46㎢、畑16.87㎢となっています。また宅地は8.57㎢となっており、増加傾向を示しています。

4. 人口・世帯

令和7年4月1日現在の当町の人口は前年より22人増、世帯数は11,115世帯と増加傾向にあります。一世帯あたりの人口は令和2年で2.62人、令和6年は2.29人でしたが令和7年は2.25人と核家族化が進んでいます。

(1) 人口、世帯

区分	住民基本台帳 (R7.4.1)	前年対比	令和2年 国勢調査
人 口	男 12,110人 (173)	22	11,627人
	女 12,921人 (198)	0	12,646人
	計 25,031人 (371)	22	24,273人
世帯数	11,115世帯 (257)	203	9,258世帯

※外国人を含めた数値です。 () 内は外国人人口と外国人世帯数

(2) 産業構造別人口

区 分	令和2年国勢調査	
第1次産業	1,015人	8.4%
第2次産業	3,403人	28.0%
第3次産業	7,734人	63.6%
計 (分類不能分含む)	12,310人	100.0%

5. 財政

(1) 予算の状況

(単位：千円)

会 計 別		令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算
一 般 会 計		12,315,000	11,500,000
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	5,159,880	5,049,401
	奨学資金貸付事業特別会計	2,400,880	2,300,716
	奨学資金貸付事業特別会計	17,567	19,140
	介護保険特別会計	2,429,756	2,435,237
	後期高齢者医療特別会計	2,429,756	2,435,237
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	311,677	294,308
	収益的支出	1,255,961	1,143,070
	資本的支出	1,135,272	1,078,115
	下水道事業会計	120,689	64,955
	収益的支出	1,700,373	1,758,035
	資本的支出	855,631	880,148
総 計		844,742	877,887
総 計		20,431,214	19,450,506

(2) 一般会計の概要

歳入

(単位:千円、%)

款	令和7年度		令和6年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比
町 税	2,766,487	22.5	2,567,702	22.3
地 方 譲 与 税	135,006	1.1	131,782	1.1
利 子 割 交 付 金	1,000	0.0	400	0.0
配 当 割 交 付 金	5,200	0.0	5,200	0.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	5,200	0.0	5,200	0.0
法 人 事 業 税 交 付 金	26,000	0.2	21,000	0.2
地 方 消 費 税 交 付 金	600,000	4.9	590,000	5.1
環 境 性 能 割 交 付 金	10,900	0.1	9,300	0.1
国有提供施設等所在市町村助成交付金	300	0.0	482	0.0
地 方 特 例 交 付 金	32,000	0.3	138,921	1.2
地 方 交 付 税	3,482,346	28.3	3,524,867	30.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	2,228	0.0	2,441	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	27,752	0.2	26,917	0.2
使 用 料 及 び 手 数 料	73,134	0.6	76,956	0.7
国 庫 支 出 金	2,411,917	19.6	1,635,886	14.2
県 支 出 金	1,372,423	11.1	1,134,121	9.9
財 産 収 入	18,330	0.1	41,646	0.4
寄 附 金	24,002	0.2	24,001	0.2
繰 入 金	449,077	3.6	599,613	5.2
繰 越 金	20,000	0.2	20,000	0.2
諸 収 入	72,998	0.6	97,045	0.8
町 債	778,700	6.3	846,520	7.4
歳 入 合 計	12,315,000	100.0	11,500,000	100.0

歳出

(単位:千円、%)

款	令和7年度		令和6年度	
	予算額	構成比	予算額	構成比
議 会 費	102,595	0.8	107,124	0.9
総 務 費	1,825,506	14.8	1,267,523	11.0
民 生 費	4,616,017	37.5	3,884,658	33.8
衛 生 費	971,444	7.9	954,663	8.3
労 働 費	498	0.0	785	0.0
農 林 水 産 業 費	241,527	2.0	225,243	2.0
商 工 費	113,206	0.9	103,399	0.9
土 木 費	1,201,154	9.8	1,502,727	13.1
消 防 費	510,189	4.1	537,831	4.7
教 育 費	1,850,729	15.0	1,960,806	17.1
災 害 復 旧 費	10	0.0	10	0.0
公 債 費	862,125	7.0	935,231	8.1
予 備 費	20,000	0.2	20,000	0.2
歳 出 合 計	12,315,000	100.0	11,500,000	100.0

6. 議会の概要

1 議員の構成

(1) 議員定数

(令和7年5月1日現在)

議員定数※	現議員定数内訳		現行議員数内訳	
	現議員数	欠員	男性	女性
16人	16人	0人	14人	2人

※「百石町及び下田町の配置分合に伴うおいらせ町の議会の議員の定数に関する協議について」(平成17年12月16日告示 百石町告示第34号、下田町告示第39号)

※両町とも16人ずつの議員定数であり、合併時には32人の議員がいたが、平成19年4月実施の町議会議員選挙から16人に削減した。

(2) 現議員の任期 令和5年5月1日から令和9年4月30日まで

(3) 党派別議員数 無所属 16人

(4) 年齢構成別議員数

(令和7年5月1日現在)

年齢	25～	30～	40～	50～	60～	70～	80～	平均年齢
人員			1人	1人	5人	7人	2人	69歳

(5) 当選回数別議員数

令和7年5月1日現在

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
人員	5人	1人	2人	4人		1人	1人	1人			1人

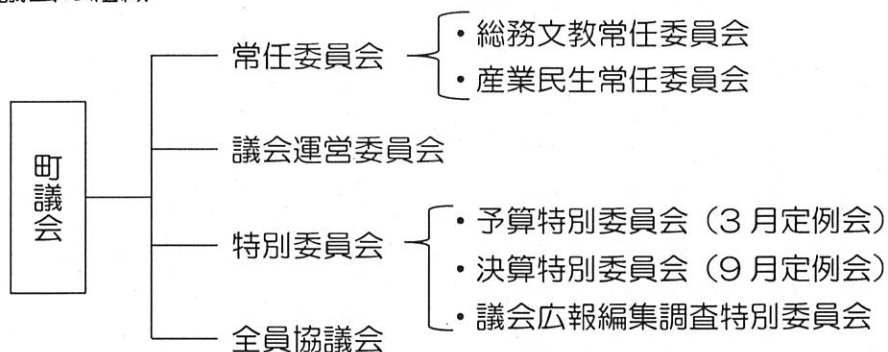
(6) 町議会議員選挙の記録

	平成23年 4月24日	平成27年 4月26日	平成31年 4月21日	令和5年 4月23日
有権者数(人)	19,599	19,819	20,414	20,841
投票者数(人)	13,135	13,051	12,478	—
投票率(%)	67.02	65.85	61.12	—
立候補者数(人)	20	19	18	16
うち男性(人)	19	18	17	14
うち女性(人)	1	1	1	2
議員定数(人)	16	16	16	16
うち男性(人)	15	16	15	14
うち女性(人)	1	0	1	2

※「おいらせ町の議会議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例」(平成29年6月8日条例第17号)制定に伴い、平成31年執行の選挙から選挙公報が発行された。

2 議会の構成

(1) 議会の組織



(2) 委員会

①常任委員会（任期2年）

名 称	定数	所管事項
総務文教常任委員会	8名	総務、企画、財政、税務、出納、監査、選挙、教育文化、その他の常任委員会に属しないものの事務の調査及び議案並びに請願、陳情等の審査、そのほか他の常任委員会に属しないものの事務の調査及び審査
産業民生常任委員会	8名	農林、水産、畜産、商工観光、土木、建築、都市計画、上下水道、民生、保健、福祉、環境、病院事業、その他の産業民生に関する事務の調査及び議案並びに請願、陳情等の審査

②議会運営委員会（任期2年）

名 称	定数	設置目的
議会運営委員会	6名	議会の運営に関する事項や議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項等の調査及び審査

③特別委員会（任期 設置目的の達成時まで）

名 称	定数	設置目的
予算特別委員会 (3月定例会に設置)	—	一般会計及び特別会計等の予算審査を行う。 (議長を含む全議員で構成)
決算特別委員会 (9月定例会に設置)	—	一般会計及び特別会計等の決算審査を行う。 (議長・議会選出監査委員を含む全議員で構成)
議会広報編集調査 特別委員会	6名	議会広報紙「ぎかいだより 懸橋」の編集・発行等に関する調査及び研究のほか、議会活動に関する広報活動を行う。

3 報酬・予算等

(1) 議員報酬等

(単位：円)

区 分	報酬月額	期末手当（率）	県内町村議会の 平均報酬月額
議 長	287,000	340/100	274,457
副 議 長	233,000		232,773
議 員	225,000		221,963
町 長	664,000	—	723,733

※現行議員報酬適用年月日 平成 18 年 3 月 1 日

(2) 期末手当（令和 7 年 4 月 1 日適用）

加算措置	期末手当（6 月）	期末手当（12 月）
20/100	170/100	170/100

(3) 旅費・費用弁償

(単位：円)

日 当	宿泊料	費用弁償
県内 0	県内 実費額	一般職の職員の例による
県外 2,000	県外	

(4) 議会予算

(単位：千円、%)

区 分	令和 7 年度	令和 6 年度	比 較
報 酬	44,040	44,040	0
給 料	11,476	13,645	▲ 2,169
職員手当等	21,263	22,368	▲ 1,105
共 済 費	15,409	17,437	▲ 2,028
旅 費	2,642	2,600	42
交 際 費	251	196	55
需 用 費	2,937	2,352	585
役 務 費	841	841	0
委 託 料	2,086	1,997	89
備品購入費	0	0	0
負担金補助及び交付金	1,650	1,648	2
合 計	102,595	107,124	▲ 4,529
一般会計合計	12,315,000	11,500,000	815,000
構 成 比	0.80	0.90	▲ 0.56

4 議会運営

(1) 議会活動状況

令和6年度定例会・臨時会

区 分		定例会				臨時会	
		6月	9月	12月	3月	5月	10月
		6/6~ 6/18	9/5~ 9/12	12/5~ 12/10	3/6~ 3/13	5/2	10/30
本会議開催日数		3	5	3	5	1	1
委員会開催日数			2		2		
町長提出	条 例	1	6	6	8	3	
	予 算	3	7	6	14	1	1
	決 算		8				
	専 決 処 分	8			1	1	1
	そ の 他		16	4	24	3	3
	計	12	37	16	47	8	5
議員提出	条 例	1	1				
	意 見 書						
	決 議						
	規 則 ・ そ の 他	5	4	2	2	1	2
	計	6	5	2	2	1	2
議決結果	原 案 可 決	13	22	15	27	3	3
	修 正 可 決						
	原 案 同 意				15		
	原 案 不 同 意						
	適 任		2		1		
	否 決						
	原 案 撤 回						
	原 案 認 定		8				
	原 案 承 認				1	4	1
	継 続 審 査	2	2	2	1	1	2
	報 告	3	8	1	4	1	1
	計	18	42	18	49	9	7
一般質問者数		6	6	5	5	0	0
傍聴者人数		32	17	23	17	1	2

(2) 議会運営に関する主な事項

ア 定例会の招集回数及び時期

定例会は年4回とし、毎年3月、6月、9月及び12月（原則第1木曜日）に招集する。

イ 会議時間

会議時間は午前 10 時から午後 4 時までとする。ただし、議長は必要があると認めるときは会議時間を変更することができる。

ウ 会期について

開会日から平日 1 日間を議案熟考のため休会とする。

曜日	日程	備考
金	告示日	招集通知・一般質問通告書発送
土		
日	①	一般質問締切日の 10 日前 (開会日の 3 週間程度前)
月	②	
火	③	
水	④	
木	⑤	
金	⑥	
土	⑦	
日	⑧	
月	⑨	
火	⑩	
水	一般質問締切日（正午）	議運開催日の平日 1 日間を挟んだ日
木		
金	議会運営委員会	議案書配布日
土		
日		
月	①	平日 3 日間を挟んだ日
火	②	
水	③	
木	定例会開会日	第 1 木曜日開会
金	休会	議案熟考日
土		
日		
月	一般質問	
火	議案審議	
水	予算・決算特別委員会	
木	予算・決算特別委員会／議案審議	閉会
金		

エ 一般質問

- ①一般質問は、一括質問一括答弁方式または一問一答方式のいずれかを選択できるものとする（平成24年9月から）。
- ②通告期限を定例会前の議会運営委員会開催日の2日前の正午とし、その前の約10日間を通告期間としている。
- ③発言順は、抽選で決定した順番としている（平成30年9月から）。
- ④一般質問の発言時間は、一括質問一括答弁方式または一問一答方式のいずれも60分以内（答弁含む）とし、発言時間を超えた場合は町当局の答弁が終わった時点で終了する。
※持ち時間の残時間を知らせるため、残り5分前にベルを鳴らし、残時間が無くなった時にブザーを鳴らす。
- ⑤一括質問一括答弁方式を選択した場合は、質疑を3回までとし、一問一答方式を選択した場合は質疑の回数は制限しない。

(3) 議会の情報公開

ア 議会広報の発行

- ①議会広報は毎年4回定例会終了後のほか、必要に応じ臨時に発行する。
- ②議会広報編集調査特別委員会において、編集方針及び記事の内容等について協議、決定する。



議会広報

「ぎかいだより懸橋」

（約10,000部）・・・毎年1月、4月、7月、10月下旬に行政推進委員を通じ、毎戸に配布するほか、町内公共施設に配布。

イ 町ホームページによる情報公開

- ①会議録・・・本会議（平成25年度～）、予算・決算特別委員会
- ②会議資料・・・会期日程・一般質問通告書・議案審議結果
- ③議長交際費・・・3ヶ月に1回

(4) 議会事務局（条例定数4人）

事務局 長 1人（監査委員事務局職員を併任）
事務局 次 長 1人（監査委員事務局職員を併任）
主 幹 1人（監査委員事務局職員を併任） 計3人

おいらせ町町民憲章

私たちは、大海にそそぐ奥入瀬の清流と緑の平野に育まれた
おいらせ町民です。

私たちは、郷土の文化を高め、豊かで活力あふれる町にするため、
ここに町民憲章を定めます。

- 一、自然の恵みに感謝し、美しいまちをつくりましょう。
- 一、心と体を鍛え、明るく元気なまちをつくりましょう。
- 一、働く喜びを持ち、豊かなまちをつくりましょう。
- 一、思いやりを大切にし、心ふれあうまちをつくりましょう。
- 一、手を取り合い、安全で住みよいまちをつくりましょう。



町名の文字そのものを、ひらがなの柔らかさを活かして
デザイン化し、円の部分は町民の協調性を表現しています。

緑は豊かな自然環境と人に優しい田園定住都市のイメージ、
青は清流奥入瀬川と力強い太平洋を、赤は住民の活力を象徴
しています。